

資料 No. 4
品川区長期基本計画策定委員会
平成 20 年 12 月 25 日

品川区長期基本計画素案（案）

（パブリックコメント後修正版）

平成 20 年 12 月

品川区長期基本計画策定委員会

第1章 基本構想の実現をめざして

| | |
|--------------|---|
| 1. 長期基本計画の策定 | 1 |
| 2. 計画の基本 | 3 |
| 3. 計画の位置づけ | 4 |
| 4. 計画の期間 | 5 |

第2章 品川区の現状と主要課題

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 区の概要と変化の動向 | 6 |
| (1) 人口の動き | 6 |
| ①人口の推移 | |
| ②世帯の動向 | |
| ③年齢構成 | |
| (2) まちのようす | 9 |
| ①土地利用 | |
| ②住宅 | |
| ③産業 | |
| (3) 区民の声（区民アンケート、世論調査の結果など） | 12 |
| ①定住意向 | |
| ②品川区のイメージ | |

| | |
|--------------------------------|-----|
| 2. この計画における主要課題 | 1 4 |
| (1) 地域活動・産業振興 | 1 4 |
| ①区民の自発的・自主的な活動の活性化 | |
| ②地域産業の発展 | |
| ③にぎわいの創出 | |
| ④地域の伝統文化の継承と創出 | |
| ⑤学習・スポーツなど区民の多様な活動の支援 | |
| ⑥地域の外国人との交流や多様な国際交流事業の推進 | |
| (2) 子育て・教育 | 1 6 |
| ①子育て環境の充実 | |
| ②学校教育の充実 | |
| ③健全な青少年の育成 | |
| ④平和と人権の尊重 | |
| (3) 健康・福祉 | 1 8 |
| ①区民の主体的な健康づくりへの取り組み | |
| ②生涯にわたって安心して暮らせる地域づくり | |
| ③誰もが社会に参加することのできる地域づくり | |
| ④互いに支え合いながら暮らす地域社会の絆づくり | |
| (4) 環境・景観 | 2 0 |
| ①水とみどりを守り、育む取り組み | |
| ②豊かな景観資源を活かした積極的な景観政策の展開 | |
| ③地球環境にやさしい地域社会づくり | |
| (5) 安全・安心 | 2 2 |
| ①災害に対する備えの充実 | |
| ②生活都市、国際都市にふさわしい市街地環境の整備 | |
| ③生活の豊かさと地域の発展を支える利便性の高い交通環境の形成 | |
| ④犯罪や事故への不安のない環境づくり | |

第3章 新しい都市像の実現に向けて

| | |
|-------------------------|-----|
| 1. だれもが輝くにぎわい都市 | 24 |
| 1-1 区民活動が活発な地域社会を築く | 24 |
| 1-2 産業の活性化を図る | 28 |
| 1-3 都市型観光を推進する | 33 |
| 1-4 伝統と文化の継承と発展を図る | 36 |
| 1-5 生涯学習・スポーツを振興する | 40 |
| 1-6 国際交流を推進する | 45 |
| 2. 未来を創る子育て・教育都市 | 47 |
| 2-1 子育ち、親育ちを支援する | 47 |
| 2-2 学校教育の充実を図る | 53 |
| 2-3 次代を担う青少年を育成する | 60 |
| 2-4 平和で人権が尊重される社会をつくる | 64 |
| 3. みんなで築く健康・福祉都市 | 68 |
| 3-1 区民の健康づくりを推進する | 68 |
| 3-2 高齢者福祉の充実を図る | 74 |
| 3-3 障害者福祉の充実を図る | 85 |
| 3-4 地域福祉を推進する | 91 |
| 4. 次代につなぐ環境都市 | 97 |
| 4-1 水とみどりの豊かな都市をつくる | 97 |
| 4-2 やすらぎとにぎわいの都市景観を形成する | 105 |
| 4-3 環境再生のまちをめざす | 109 |
| 4-4 環境コミュニケーションを充実する | 114 |
| 5. 暮らしを守る安全・安心都市 | 118 |
| 5-1 災害に強いまちをつくる | 118 |
| 5-2 魅力的で住みよい市街地を整備する | 125 |
| 5-3 便利で安全な交通環境をつくる | 131 |
| 5-4 区民生活の安全を確保する | 137 |

第4章 区政運営の基本姿勢

| | |
|----------------------|-----|
| 6-1 協働による区政運営を推進する | 141 |
| 6-2 行政改革を継続的に推進する | 145 |
| 6-3 基礎自治体としての基盤を確立する | 150 |

第1章 基本構想の実現をめざして

第1章 基本構想の実現をめざして

1. 長期基本計画の策定

品川区は、昭和 63 年（1988 年）4 月に「品川区基本構想」を定め、その後第 2 次、さらに第三次品川区長期基本計画を策定し、「平和で活力ある緑ゆたかな住みよいまち」の実現に向けた施策を着実に進めてきました。代表的な例として、近隣セキュリティシステム※₁や小中一貫教育※₂などの先進的な事業が挙げられます。

一方、この間区政を取り巻く社会・経済環境は大きく変化してきました。もっとも大きな変化の 1 つとして、人口減少社会の到来が挙げられます。わが国全体での人口はいよいよ減少局面を迎えていました。都区部では、バブル経済の崩壊により、都心回帰の傾向が強まったことから、近年人口増加の傾向が見られますが、長期的には人口の減少が予測されています。加えて、少子高齢化は引き続き進行しており、品川区でも平成 26 年（2014 年）には高齢者人口が 21% を超える超高齢社会の到来が予測されています。こうしたことから、子育て環境の整備をはじめとした、少子化対策を進めるとともに、高齢化による福祉ニーズへの対応や健康政策の充実などが、より大きな課題となっています。

また、阪神・淡路大震災以降、都市の防災に関する意識が急速に高まってきました。加えて平成 14 年（2002 年）頃までの急激な犯罪の増加や凶悪化などにより、区民の不安感が増大しており、安全・安心に対する意識の高まりが見られます。このため、引き続き区民の安全・安心を確立するための方策が求められています。

さらに、環境問題は深刻さを増し、地球温暖化対策や省エネルギーの推進などに対する区民の関心が高まっています。この政策分野は区民一人ひとりのライフスタイルとも密接に関連することから、区民や企業などとの連携による政策の推進が重要な課題となっています。

一方、日本の経済は、バブル経済の崩壊後の長い低迷から脱却し、平成 14 年（2002 年）以降、景気回復が続いてきましたが、平成 20 年（2008 年）の半ばからは後退局面が顕著になり、先行きの不安感が広がっています。

このような社会経済の動向に加えて、「新しい公共」といった概念が注目されるなど、区民や企業が地域社会において果たすべき役割が大きくなっています。品川区内でも、新しいボランティアや N P O、企業の社会貢献活動が盛んになっており、こうした活動とともに、地域コミュニティの核としての町会・自治会活動を支援して、区とともに地域の課題の解決を図ることが求められています。

品川区は、こうした社会経済環境の変化とこれからも守るべき伝統や文化、助け合いの心などの普遍の価値を踏まえて、平成20年（2008年）4月に、区民と区との共同指針として新しい基本構想を策定しました。

この基本構想では、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を将来像とし、「暮らししが息づく国際都市、品川区をつくる」「伝統と文化を育み活かす品川区をつくる」「区民と区との協働※3で、『私たちのまち』品川区をつくる」の3つを基本理念として品川区が今後進むべき方向を示しています。また、将来像を具体化した5つの都市像として、「だれもが輝くにぎわい都市」「未来を創る子育て・教育都市」「みんなで築く健康・福祉都市」「次代につなぐ環境都市」「暮らしを守る安全・安心都市」を掲げています。

これらの都市像を、3つの基本理念のもとで着実に推進していくため、基本的な政策や具体的な施策の方向を明らかにするものとして、この「長期基本計画」を策定します。

※1 区内全小学校に防犯ブザー付緊急通報装置（通称：まもるっち）を配布し、通報時に近くの協力者が駆けつけ、子どもの安全を確認する品川区独自のシステムです。

※2 様々な課題が浮き彫りとなっている義務教育6－3制を児童・生徒の現状から捉え直し、小・中学校の壁を克服した9年間の系統的・継続的な教育内容で「確かな学力」と「豊かな人間性」を育む品川区独自の教育です。

※3 区民、町会・自治会、企業、N P O・ボランティア団体、区などの様々な主体が、お互いの立場や特性を尊重し合いながら、連携・協力して継続的にまちづくりを進めることです。

これからは、地域における教育、福祉、環境、まちづくり、安全など様々な課題に対する取り組みにおいて、地域の区民活動が主役になると考えられます。

2. 計画の基本

「品川区基本構想」は、3つの基本理念として、品川区の力の源泉を示しています。

第1の理念 「暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる」
生活都市と国際都市の両面をもつ個性的な都市となる地勢上の優位性

第2の理念 「伝統と文化を育み活かす品川区をつくる」
由緒ある伝統・文化とそれを次代に伝える新しい可能性

第3の理念 「区民と区との協働で、『私たちのまち』品川区をつくる」
町会・自治会をはじめとする多くの社会貢献活動が活発に展開されている自発性と自主性

この長期基本計画は、これらの力をさらに発展させつつ、基本構想の定める「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざして、次の5つの都市像を実現するための道筋を示すものです。

第1の都市像 だれもが輝くにぎわい都市

第2の都市像 未来を創る子育て・教育都市

第3の都市像 みんなで築く健康・福祉都市

第4の都市像 次代につなぐ環境都市

第5の都市像 暮らしを守る安全・安心都市

この5つの都市像の実現に向けて、この計画では、第3章以降で具体的な施策の内容を明らかにします。

3. 計画の位置づけ

この計画は、基本構想を実現するためにどのような施策をどのようなスケジュールで推進するかということについて、その基本を定めたものであり、区政運営の指針であるとともに、総合実施計画の上位計画となるものでもあります。また、国や都、民間団体などが品川区に関わる事業を進める際には、この計画はその指針となります。

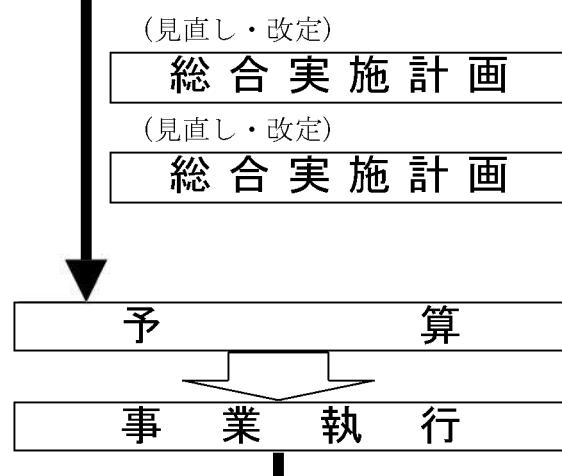
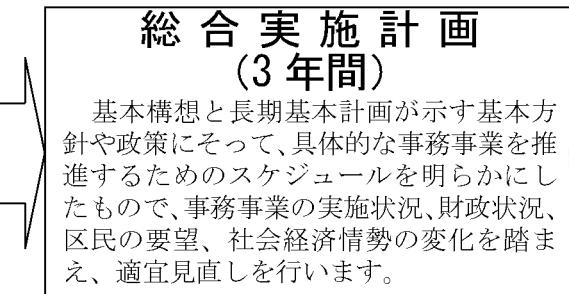
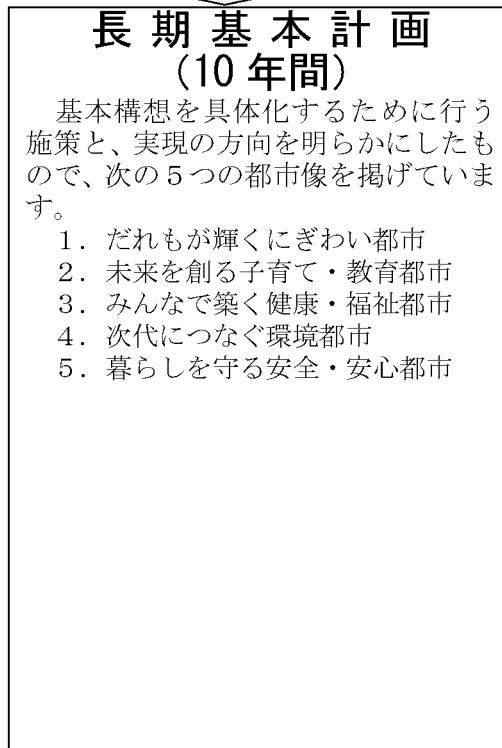
なお、この計画の中には、事業の性格上、区の権限外のものも含まれていますが、区民の生活にも大きな影響を与えることが予測されるものについては、事業主体に対する要請として取りまとめています。

基 本 構 想

区の将来像と基本方針を明らかにしたもので、長期基本計画と総合実施計画の指針となるものです。

基本構想は、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざして、次の3つの理念を掲げています。

1. 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
2. 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
3. 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる



4. 計画の期間

この計画は、平成 21 年度（2009 年度）を初年度とし、平成 30 年度（2018 年度）を目標年度とする向こう 10 年間の計画です。また、社会経済環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、5 年を目途に見直しを行います。

第2章 品川区の現状と主要課題

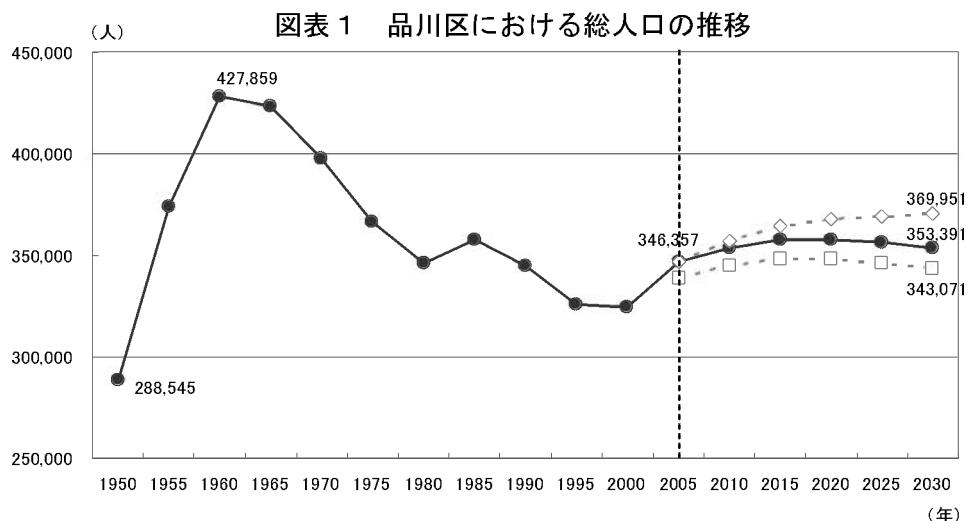
第2章 品川区の現状と主要課題

1. 区の概要と変化の動向

(1) 人口の動き

①人口の推移

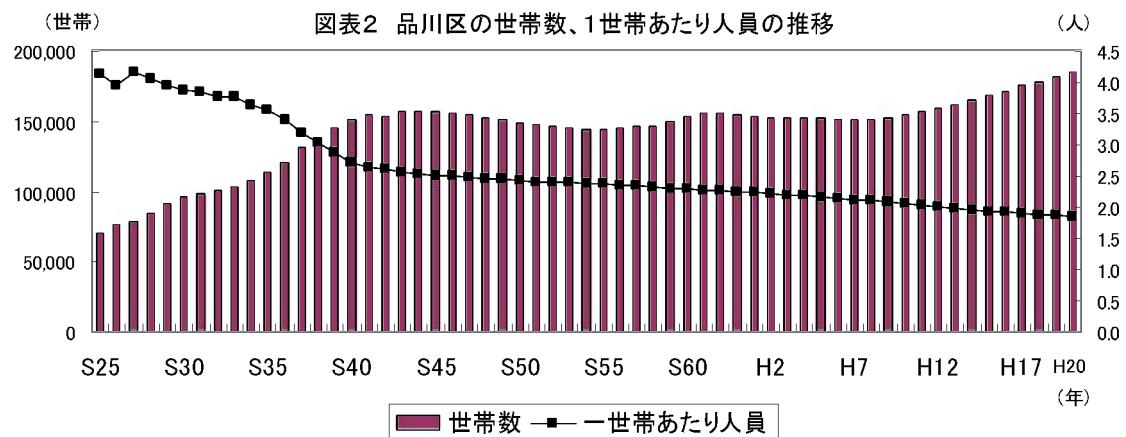
昭和 35 年（1960 年）の 42 万 7,859 人をピークに品川区の人口はおおむね減少傾向でしたが、平成 12 年（2000 年）以降、再び人口が増加に転じています。今後、品川区の総人口は微増傾向で推移するものの、少子高齢化の進展により、平成 32 年（2020 年）を境に減少するものと予測されます。



資料) 総務省「国勢調査報告」(1950-2005 年)、2005 年以降は国勢調査等に基づく将来推計値

②世帯の動向

核家族化や単身世帯の増加により、品川区では1世帯あたりの人員数が減少しており、平成20年（2008年）には1.85（人／世帯）となっています。また、今後、高齢化の進展とともに、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加していくことが予測されます。

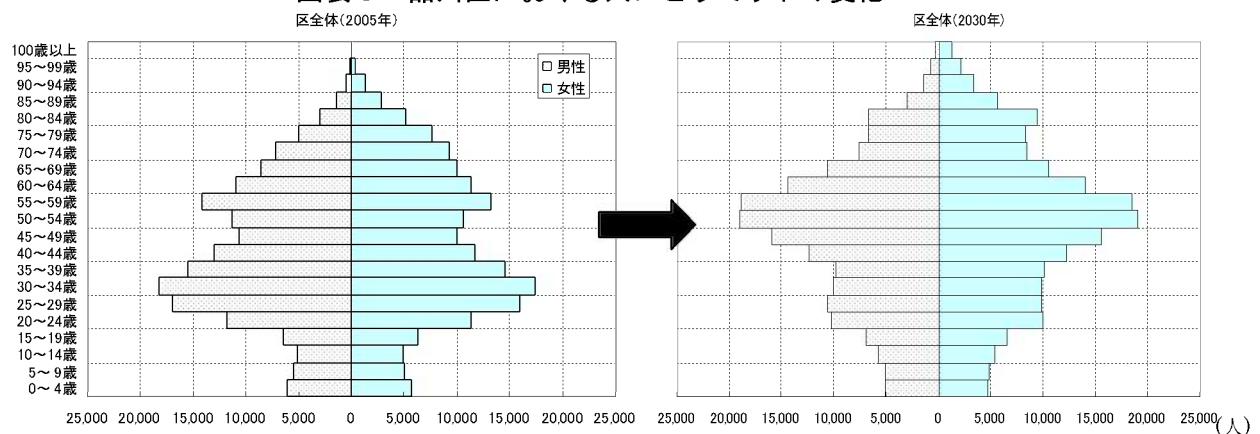


資料) 品川区「品川区の統計」より

③年齢構成

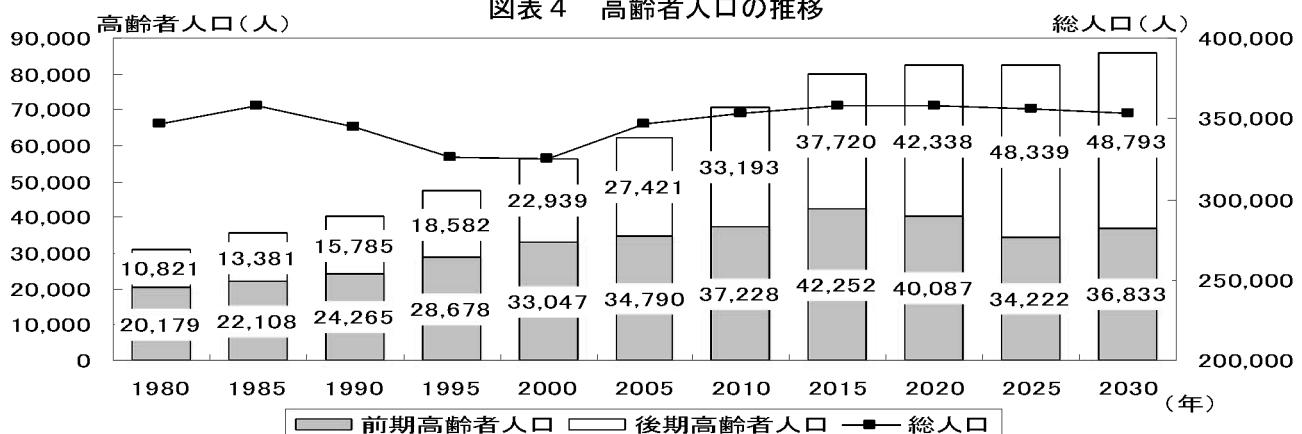
平成 17 年（2005 年）現在、品川区には 55～59 歳の団塊世代、25～34 歳の団塊ジュニア世代の居住者が多く、22 年後の平成 42 年（2030 年）には当該層が高齢期になり、平成 17 年（2005 年）に 18.0% であった高齢者人口比率が 平成 42 年（2030 年）には 24.2% になると見込まれます。

図表 3 品川区における人口ピラミッドの変化



資料) 総務省「国勢調査」(2005 年)、2030 年値は国勢調査等に基づく将来推計値

図表 4 高齢者人口の推移



| | 1980年 | 1985年 | 1990年 | 1995年 | 2000年 | 2005年 | 2010年 | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | (人) |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|
| 総人口 | 346,247 | 357,732 | 344,611 | 325,377 | 324,608 | 346,357 | 353,446 | 357,412 | 357,761 | 355,883 | 353,391 | (人) |
| 高齢者人口比率 | 9.0 | 9.9 | 11.6 | 14.5 | 17.2 | 18.0 | 19.9 | 22.4 | 23.0 | 23.2 | 24.2 | (%) |
| 前期高齢者人口比率 | 5.8 | 6.2 | 7.0 | 8.8 | 10.2 | 10.0 | 10.5 | 11.8 | 11.2 | 9.6 | 10.4 | (%) |
| 後期高齢者人口比率 | 3.1 | 3.7 | 4.6 | 5.7 | 7.1 | 7.9 | 9.4 | 10.6 | 11.8 | 13.6 | 13.8 | (%) |

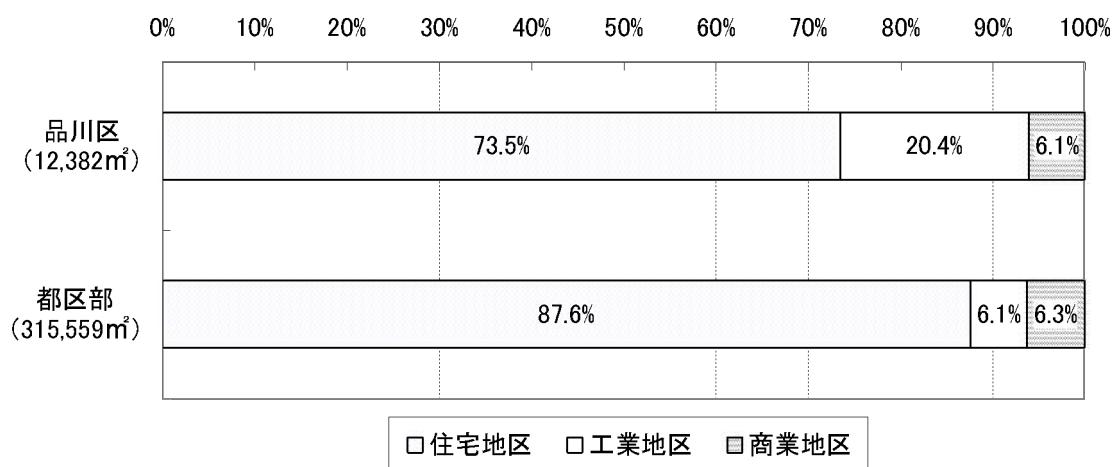
資料) 総務省「国勢調査」(1950～2005 年)、2005 年以降は国勢調査等に基づく将来推計値

(2) まちのようす

①土地利用

これまで住工商混在型の市街地として発展してきた品川区は、住宅地区が全体の約3/4を占め、続いて工業系が区内の土地利用全体の約2割を占めるなど、都区部全体と比べ工業系の土地利用の比率が高くなっています。

図表5 民有宅地の用途別の利用状況

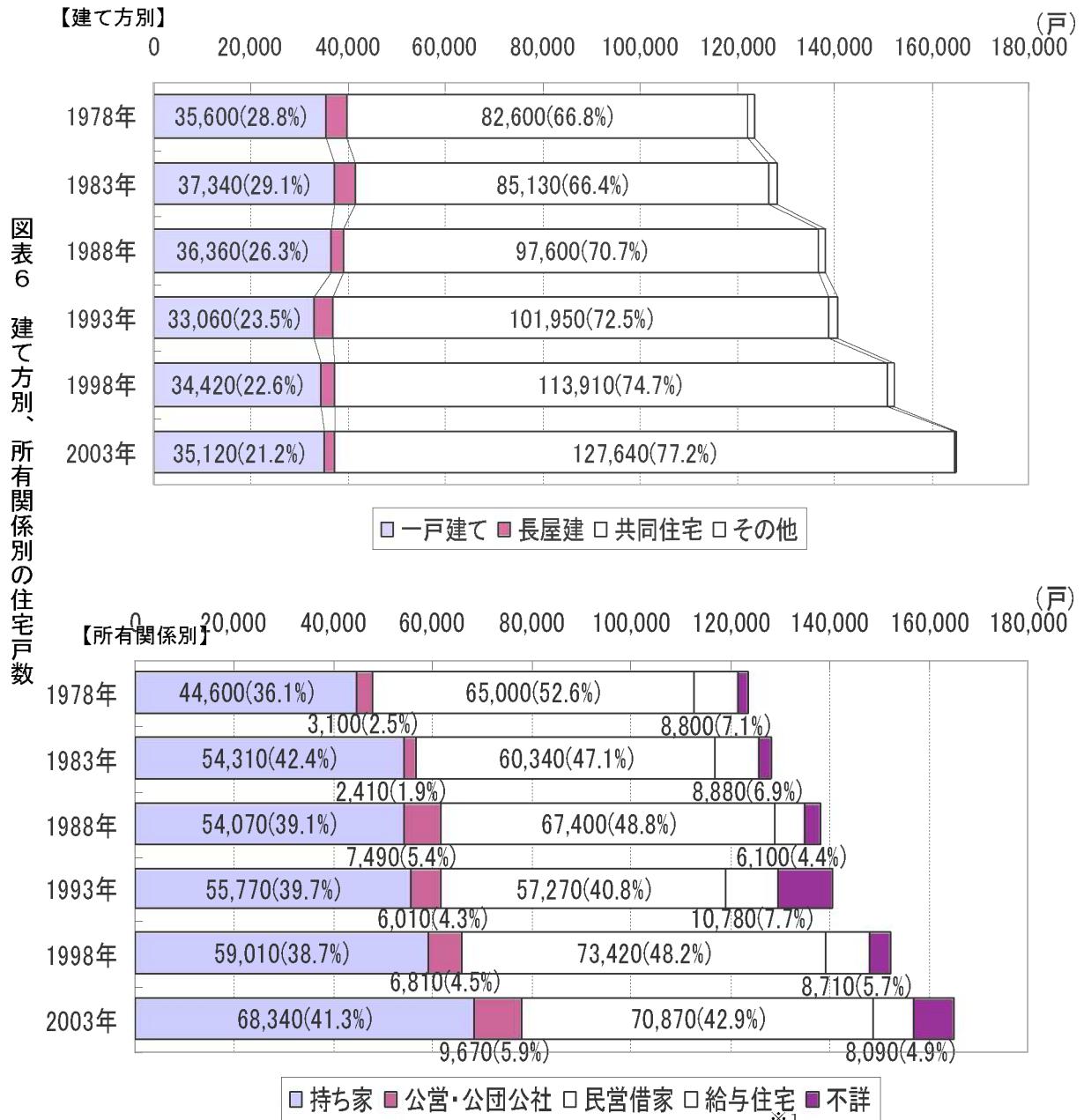


資料) 東京都「東京の土地 2006」より

②住宅

品川区内の住宅戸数は平成 15 年(2003 年)時点で約 16.5 万戸となっており、うち約 8 割が共同住宅です。また、区内では、一戸建ておよび長屋建ての住宅が年々減少し、共同住宅戸数が増加しています。

所有関係においては、品川区では、持ち家と民営借家がそれぞれ約 4 割を占めています。



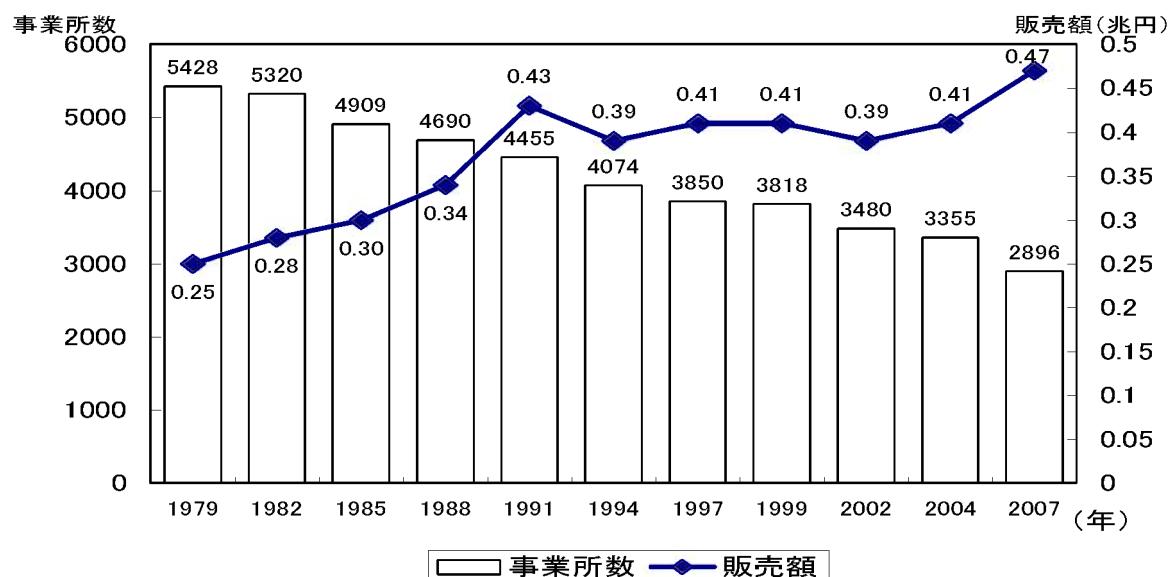
資料) 総務省「住宅・土地統計調査」(各年) より

※1 社宅、公務員住宅などのように、会社、団体、官公庁などが所有または管理して、その職員を職務の都合上または給与の一部として居住させている住宅

③産業

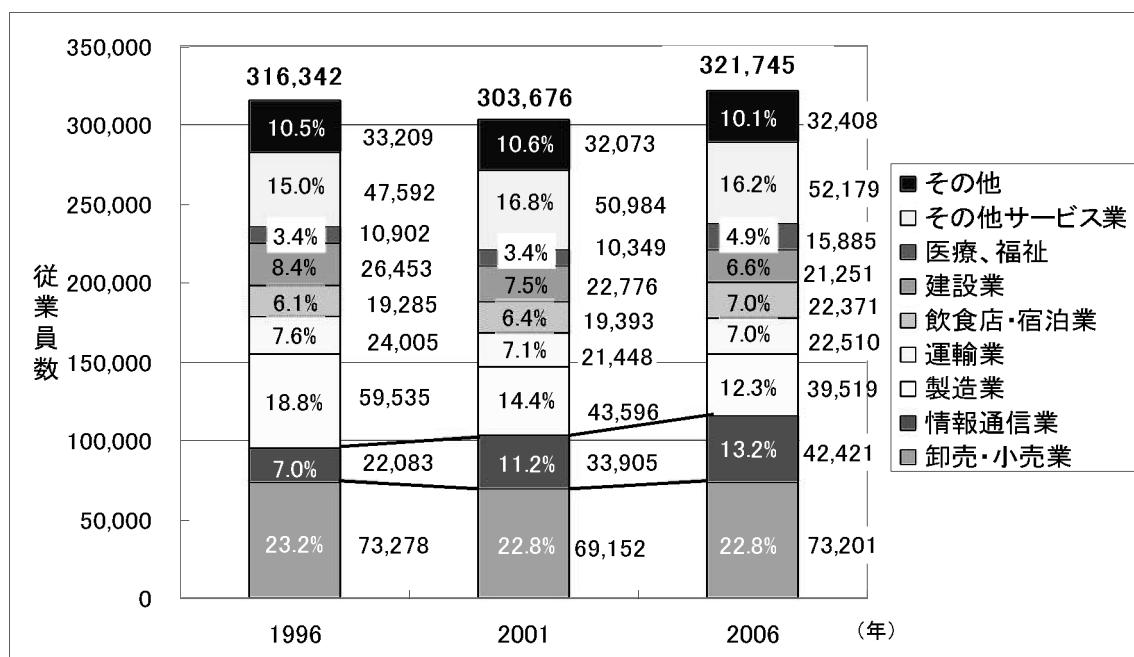
品川区内の産業は、第3次産業を中心とした商業（卸売業・小売業）を中心^ににぎわいを見せており、特に小売業では小売業事業所数はここ数年減少しているものの、販売額は増加傾向にあります。また、従業者数はここ数年増加傾向にあり、特に情報通信業が大きく伸びています。

図表7 小売業の事業所数・販売額の推移



資料) 経済産業省「商業統計」(各年) より

図表8 品川区における産業別従業者数の推移



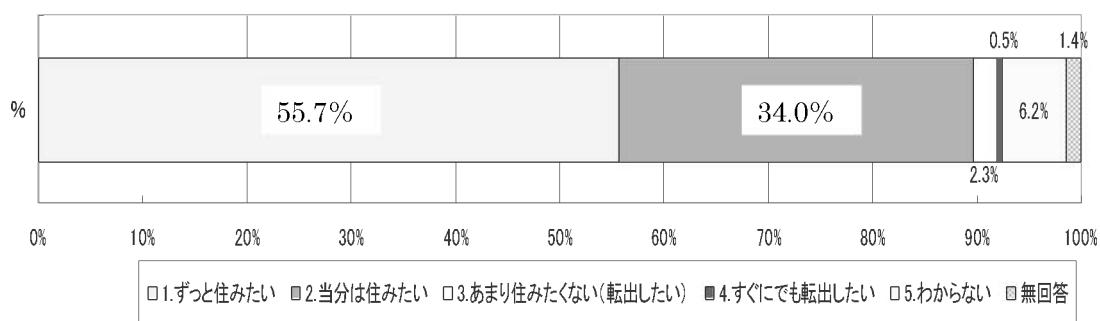
資料) 品川区資料より (産業分類ごとの比率は四捨五入しているため合計しても100%にはなりません。)

(3) 区民の声（区民アンケート、世論調査の結果など）

①定住意向

今後の定住意向について、約 55% の区民が「ずっと住みたい」と回答しており、「当分は住みたい（34.0%）」とあわせると、約 9 割の区民が今後も区内に居住することを希望しています。

図表9　区民の定住意向

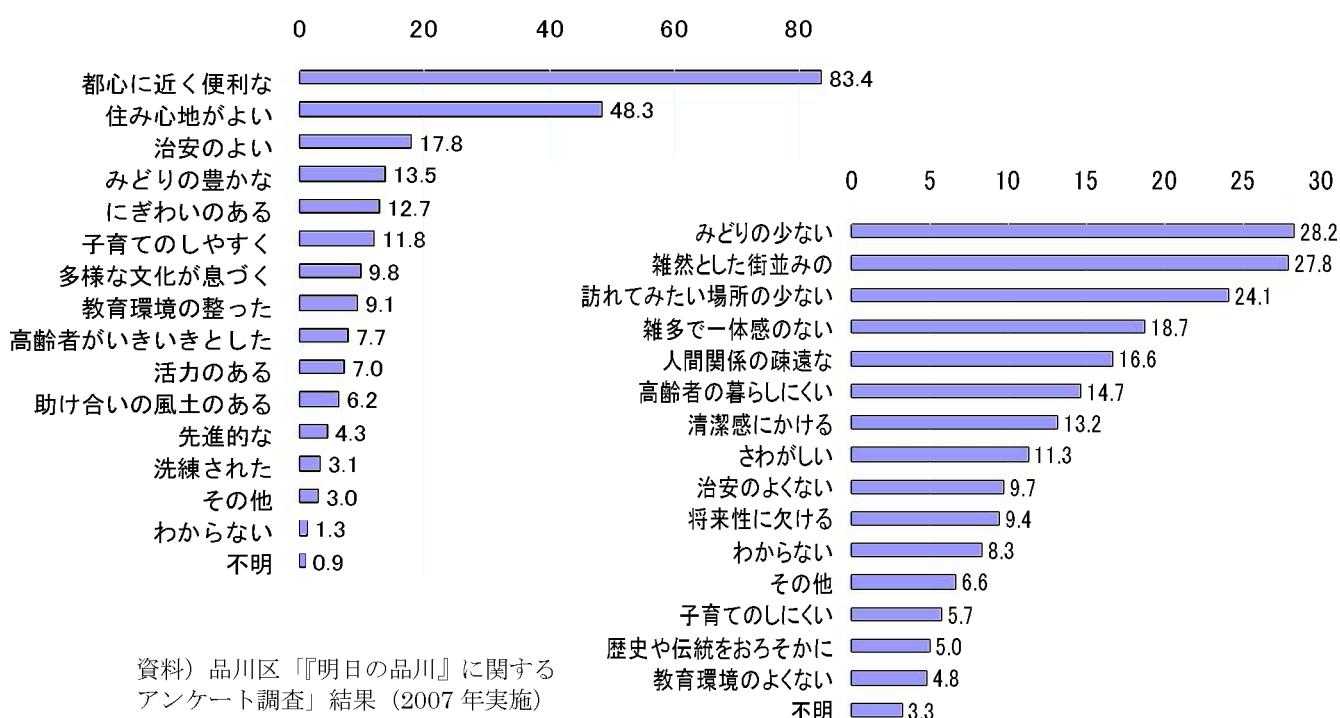


資料) 品川区「『明日の品川』に関するアンケート調査」結果（2007年実施）

②品川区のイメージ

品川区のよいイメージ、アピールしたいイメージとして、8割強の区民が「都心に近く便利」を挙げ、続いて「住み心地がよい」を挙げる区民が多くなっています。一方、改善されるべきイメージとして、「みどりの少ない」を挙げる区民がもっと多く、続いて「雑然とした街並みの」「訪れてみたい場所の少ない」となっています。

図表 10 区民が考える品川区のよいイメージ・改善されるべきイメージ（%）



資料) 品川区「『明日の品川』に関するアンケート調査」結果（2007年実施）

2. この計画における主要課題

(1) 地域活動・産業振興

①区民の自発的・自主的な活動の活性化

品川区には町会・自治会を中心とした地域のつながりが全体としてしっかりと残されて根付いていて、主体的な活動が進められています。また、品川区内には多数のNPOが事務所を設置し、様々な活動を実施しているなど、テーマ型コミュニティ組織※1は増加傾向を示しています。

今後とも、区民の行政に対するニーズがより一層多様化してくることや、家庭における子育て・介護などへの対応力が低下していることから、地域コミュニティの活性化に向けて、地縁型組織※2やテーマ型コミュニティ組織とのネットワーク化を進め、共助のしくみを構築していきます。

※1 NPOやボランティア団体など特定の目的を果たすために設立された組織・団体

※2 町会や自治会などの地縁に基づいて組織された組織・団体

②地域産業の発展

品川区の商業については、消費者ニーズの変化や経営環境の変化により、商店の減少などが見られます。工業についても高い地価や立地規制もあり工場数は減少しています。一方で、情報通信関連産業の集積や、福祉・教育関連産業や飲食店が増加するなど地域産業の構造変化が急速に進展しています。また、産業構造の変化に適応した区内事業所の従業員数は増加し続けています。

産業構造等の変化に的確に対応するため、個性的な商店街の支援や、中小企業においても高い付加価値を有する製品開発を可能とするような技術力の向上支援など、既存産業の支援を進めるほか、区内産業集積の高度化・活性化のため起業を促進することが重要です。

③にぎわいの創出

品川区内には神社仏閣や祭りなどのほか、水辺空間や伝統工芸、商店街、工業など様々な観光資源が存在します。

こうした観光資源に磨きをかけ、効果的なPRを図るとともに、これらの資源を有機的に結びつけることで新たな魅力を創出し、人びとが訪れ、にぎわうまちを創出していきます。

④地域の伝統文化の継承と創出

文化芸術は区民が豊かな生活を送るうえで重要なものです。品川区には地域に根ざした様々な文化資源が存在しているとともに、文化活動を啓発実践する多くの団体が存在しています。これらの活動をとおして古くからの伝統文化を継承し、さらに、新たな地域文化を創り出していくことが求められています。

今後、文化芸術の振興に関する考え方を明確にして、文化財の保存・活用や文化芸術活動に対する支援を行い、地域文化の振興を図ります。

⑤学習・スポーツなど区民の多様な活動の支援

シルバー大学など生涯学習に関連する講座等で学んだ方々が地域貢献活動に取り組むなど、自主的な生涯学習活動が展開し拡がりつつあります。美術館や展示観覧施設といった生涯学習施設の利用者や、図書館の個人貸出総数も増加傾向にあります。また、体育館やトレーニング施設、生涯学習施設・スポーツ施設などの整備を望む声も大きくなっています。

今後も区民のニーズの多様化が進むと考えられることから、生涯学習や生涯スポーツの機会のあり方を検討する必要があります。また、こうした区民の生涯学習活動を支える情報拠点として、文化センターや図書館、スポーツ施設の役割の見直しを活用をさらに進めます。

⑥地域の外国人との交流や多様な国際交流事業の推進

品川区では海外3市と姉妹・友好都市提携を行い、青少年のホームステイ相互派遣などの国際交流事業を推進しています。

また区内の外国人居住者が平成2年（1990年）以降増加傾向にあることを踏まえ、在住外国人がにも住みやすいまちづくりを進めます。さらに、外国人参加型の事業を展開するなど地域での国際交流を推進します。

(2) 子育て・教育

①子育て環境の充実

品川区はは、妊娠期からの相談をはじめ、新生児訪問や乳幼児健康診査などあらゆる機会をとおして、子育ての不安を解消するための対応を行うとともに、親同士の交流や学びの機会・場を提供し、親育ちの支援を進めています。

また、就労と子育ての両立支援として、保育園待機児童の解消や、延長夜間・休日・病児保育などの充実に努めるほか、在宅子育て支援として一時保育を実施するなど、子育て支援の多様なニーズに対応しています。

一方、子育てを地域の互助のしくみで支えるファミリー・サポート事業については、人材確保の点で課題が見られます。

今後とも、子育ての不安を解消するため、子育ち・親育ちの機会を設け、親と子がともに学び成長していくける環境づくりを進めるとともに、子育てを地域で支え合う取り組みを進めます。

②学校教育の充実

品川区はは平成11年（1999年）以降、「品川の教育改革『プラン21』」に基づいて学校選択制をはじめとした様々な施策を推進し、特色のある学校づくりを進め、平成18年（2006年）には小中一貫教育を開始して**いました**。こうした施策による成果は着実に現れていますが、一方で少子化により学校の小規模化傾向が顕在化するなどの課題もあります。

教育改革の取り組みをより一層推進するとともに、保護者や地域と一体となり、教育プログラムの評価・検証を行い、学校と家庭・地域の信頼関係、連携を進めます。また、教育を支える教員の資質向上を図るとともに施設整備も行います。

③健全な青少年の育成

少年非行や不登校、ひきこもりやニートと呼ばれる若者の問題など、若者の社会的自立を支援する必要性が高まっています。品川区はは青少年の意識啓発事業等や各種スポーツ事業による交流の促進を行って**います**。おり、青少年の活動の場である児童センター・ティーンズプラザは全体的に活発です。

今後、児童センター等の拡充を図り、地域社会における異年齢・異世代間の交流を促進する機会と場を提供します。また、青少年に対する各種普及啓発・指導については、学校教育だけではなく家庭・地域と一体となった取り組みを推進します。

④平和と人権の尊重

品川区はは、平和や人権の大切さを伝える普及啓発に取り組み、「非核平和都市品川宣言」および「人権尊重都市品川宣言」は区民の間に着実に浸透しつつあります。また、男女共同参画についても、性別役割分業を否定する意見が過半数を超え、男女がともに社会に参画していく意識が定着しつつあります。

引き続き、平和の大切さや人権尊重について理解を深めるため、様々な機会の提供や意識啓発を推進します。

(3) 健康・福祉

①区民の主体的な健康づくりへの取り組み

近年、わが国においては、生活習慣病で死亡する人の割合は、全死因の過半数を占めるに至っており、品川区も例外ではありません。今後、高齢化が進展する中で、日頃から健康に留意した生活習慣を身に付けなければ、この傾向はさらに高まることが予測されるとともに、要支援、要介護者※1の大幅な増加を招く懸念があります。

すべての区民が、いつまでも健康で元気に暮らすことができるようになるためには、区民一人ひとりが日頃から主体的に健康づくりに取り組むとともに、生活習慣病などの予防も必要です。そこで、区民が健康づくりに取り組みやすい環境および病気の早期発見と適切な治療が可能な環境を整備します。

※1 介護保険では、どのくらいの介護が必要か認定が行われ、必要に応じ介護予防や介護サービスが受けられます。

②生涯にわたって安心して暮らせる地域づくり

品川区の人口に占める高齢者の割合は平成20年(2008年)1月時点の19.3%であり、今後、その割合は高まっていくと見込まれます。また、こうした動向にともない、要支援者および要介護者数は、介護予防をめざした取り組みにより増加の伸びをおさえることが期待されるものの、確実に増えることが予測されます。

~~介護サービスをはじめとする高齢者福祉を充実し、支援や介護が必要な状態になっても安心して暮らせる環境を整備するとともに、高齢者が地域の中で生きがいをもって暮らせるよう、高齢者の就業や地域活動への参加を促進、支援します。~~

~~高齢者福祉を充実し高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、高齢者の就業や地域活動への参加を促進、支援するとともに、心身に支援や介護が必要な状態になっても安心して暮らせる環境を整備します。~~

③誰もが社会に参加することのできる地域づくり

高齢者や障害者が社会の中で普通の生活が送れに暮らせるような条件を整え、互いに支え合って生きる社会こそが当たり前であるというノーマライゼーションの理念が普及する中で、区においても、障害のある人びとの安定した生活の支援とともに、障害の有無に関わらず、生き生きと社会に参加できる環境の確立が求められています。

平成 18 年（2006 年）4 月に施行された「障害者自立支援法」に基づき、障害の種別に関わらず、ニーズに的確に対応した必要なサービスを一元的に提供する体制を整備、充実します。

④互いに支え合いながら暮らす地域社会の絆づくり

都市化や価値観の変化、また高齢化の進展などにより、地域における人と人とのつながりや支え合いが今後薄れていくことが懸念されています。高齢者や障害者など支援を必要とする人びとを地域で支え、ともに暮らしていく地域福祉の充実が求められています。

安心して暮らすことのできる地域の生活環境を守るうえで、地域における支え合いが今後ますます重要となっており、町会・自治会や地域に住む人びとはもちろん、そこで活動するボランティアやN P O なども含めた地域の支え合いのしくみを充実、強化します。

(4) 環境・景観

①水とみどりを守り、育む取り組み

水辺やみどりがもつ多面的な機能は、区民の生活にうるおいをもたらすだけでなく、生活環境の保全や防災などの観点からも重要です。平成6年(1994年)からの10年間で緑被地面積が約41ha増加するなど、品川区のみどりは着実に増加しています。公園面積もこの10年間で2ha以上増加しましたが、~~区民一人あたりの区の総面積に対する公園面積の割合~~は区部平均を下回っており(平成18年(2006年)時点平成19年(2007年)時点、区部平均6.20%、品川区5.62%)、今後も区民に身近なみどりをより豊かにする取り組みを進める必要があります。

今後、区民や企業等と区が一体となって、身近な生活環境の中で水辺とみどりの環境を守り、新たなみどりを育む取り組みを進めます。

水辺環境については、下水道の普及や下水高度処理水の放流などにより以前に比べ大幅に改善されてきましたが、~~雨天時における合流式下水道※1からの越流水※2に起因する。~~しかし、合流式下水道※1では、雨天時に雨水で薄められた汚水の一部が雨水吐口やポンプ所から、河川や運河に越流することから、水質悪化、悪臭の発生が問題となっており、区民と水とのふれあいを回復させる環境整備や浄化対策を推進する必要があります。

河川・運河の水質改善を図るため、合流式下水道の改善について東京都に要望を行うとともに、立会川・目黒川の水質浄化の取り組みを積極的に進めます。

※1 雨水と汚水を同じ管渠^{きょ}で排除する下水道

※2 雨天時・融雪時に、合流式下水道において、雨水吐き口や雨水ポンプ場などから越流した、降雨により希釈された未処理の下水のこと

②豊かな景観資源を活かした積極的な景観政策の展開

品川区は、自然環境や歴史的・文化的資産など、豊かな景観資源を有しています。「景観法」※2の施行により、区の主体的な景観政策の展開が可能となったことから、こうした資源を活かし、にぎわいのある都市やうるおいやすらぎを感じるまちなみなど、地区の特性に応じた豊かな都市景観を区民とともに形成することが求められています。

区民や企業等の理解と協力を得ながら、34万人を超える区民が暮らし、50万人を超える人びとが活動する生活都市として、また、高度な交通利便性を背景とした国際都市東京の表玄関としての位置づけにふさわしい、魅力的で個性的

な都市景観の形成を進めます。

※2 良好的な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずる
とする法律です。

③地球環境にやさしい地域社会づくり

地球温暖化対策をはじめとして、地球環境への負荷の軽減がわが国全体の大きな課題となる中で、品川区においても、省エネルギー対策やごみの排出抑制、リサイクルの推進など、区民生活や企業等の活動とともに地球環境への負荷を低減することが強く求められています。

区庁舎での省エネルギー、省資源への取り組みなどに区が率先して取り組むとともに、区民や企業等への環境問題に関する情報提供や啓発を充実、強化していきます。また、区民や企業等の環境問題への取り組みを促進、支援し、生活や活動の全般において、地球環境にやさしい価値観と行動が確立された地域社会づくりを進めます。

(5) 安全・安心

①災害に対する備えの充実

近年、全国各地で大規模な自然災害が発生しており、将来の大規模災害の発生に備えた防災の重要性が指摘されています。品川区は、都内最大面積の重点密集市街地を抱えているなど、防災に対する取り組みの強化が求められており、区民と連携・協力し、防災対策を一層強力に推進することが必要です。

災害に強い都市基盤整備を進めるとともに、「品川区地域防災計画」に基づいて、区民等の協働による災害発生時の被害軽減に向けた様々な取り組みを明確にし、実施します。

また、地球温暖化やヒートアイランド現象などの影響によるとも考えられる局地的な集中豪雨が多発する傾向にあり、都市型水害に備えた対策が求められています。

浸水被害の軽減に向けて、雨水浸透施設※1等の設置を進めるとともに、東京都と連携し下水道の幹線や貯留管の工事を進めます。

※1 屋根に降った雨水を地下に浸透させる施設雨水を地中に浸透させることにより、河川、下水道等への流出を抑制するとともに、地下水のかん養を図るために設置する施設です。

②生活都市、国際都市にふさわしい市街地環境の整備

社会経済環境の変化に対応した市街地の機能や環境の再編、再整備が求められています。品川区においてもおり、大崎駅周辺地域や武蔵小山駅周辺地域、大井町駅周辺地域などで、こうした取り組みを進めています。

「品川区市街地整備基本方針」※2等に基づいて、魅力ある市街地づくりに向けて、生活都市、国際都市の両方の顔をもつ品川区の特性を踏まえた市街地環境の整備を進めます。

※2 まちづくりの基本的な方向性を示す指針として平成13年(2001年)に策定しました。

③生活の豊かさと地域の発展を支える利便性の高い交通環境の形成

品川区には多くの路線と駅が整備され、区部でも特に充実した鉄道路線網が形成されているほか、バス路線も多く、利便性の高い公共交通網が形成されていますが、相対的に東西方向の路線のネットワークが弱い状況にあります。また、道路網においても充実した南北方向の幹線道路に対し東西方向の道路網が弱い点が課題となっています。

区民の生活利便性を向上させるとともに、国際都市としての発展を支える広域交通利便性を確保するため、東西のバス路線を強化するなど鉄道とバスの連携による公共交通網の充実を図ります。また、道路交通の円滑化や防災まちづくりの観点から、計画的な道路整備を進めます。

④犯罪や事故への不安のない環境づくり

犯罪に対する不安が高まっており、犯罪認知件数のうち粗暴犯、知能犯など悪質な犯罪の割合も増加しています。犯罪への不安のない生活環境を守るため、犯罪に強いまちづくりを進めることが求められています。一方、品川区内での交通事故の件数は平成 12 年（2000 年）から減少していませんが、年間 1,600 件以上の事故が発生し 1,900 人近い方が死傷しています。

地域住民による自主的な防犯活動を推進するとともに、犯罪や事故に対する情報提供、相談体制、交通安全教育の充実などをを行い、区民の生活安全・交通安全に対する意識を高め、不安のない生活環境づくりを進めます。